

## 議案第14号

印西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
印西市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月14日提出

印西市長 板倉 正直

### 印西市介護保険条例の一部を改正する条例

印西市介護保険条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「56,400円」を「57,600円」に改める。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「26,200円」に改め、同項第2号中「36,660円」を「39,450円」に改め、同項第3号中「42,300円」を「39,740円」に改め、同項第4号中「50,760円」を「51,840円」に改め、同項第5号中「56,400円」を「57,600円」に改め、同項第6号中「67,680円」を「69,120円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「73,320円」を「74,880円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「84,600円」を「86,400円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「95,880円」を「97,920円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「101,520円」を「103,680円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号中「107,160円」を「109,440円」に改め、同号ア中「80

0万円」を「700万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第13号中「112,800円」を「138,240円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「109,980円」を「120,960円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「900万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 132,480円

- ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当するものを除く。）

第8条第1項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 115,200円

- ア 合計所得金額が700万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
- イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額について、この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（施行令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当するものを除く。）

第8条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「16,410円」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「16,410円」に、「22,560円」を「27,930円」に改め、同条第6項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,920円」を「16,410円」に、「39,480円」を「39,450円」に改める。

第12条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第1号から第9号まで」を「第1号か

ら第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の印西市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。